岡山市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定事務処理要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５９条第１項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定については，法，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号），障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

第１　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）が担当する医療の種類

法第５９条第１項の規定により育成医療及び更生医療を担当する医療機関として指定を受けた指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）は，次に掲げる医療の種類の一部又は全部を担当する。

(1)　眼科に関する医療
(2)　耳鼻咽喉科に関する医療
(3)　口腔に関する医療
(4)　整形外科に関する医療
(5)　形成外科に関する医療
(6)　中枢神経に関する医療
(7)　脳神経外科に関する医療
(8)　心臓脈管外科に関する医療
(9)　心臓移植に関する医療
(10)　腎臓に関する医療
(11)　腎臓移植に関する医療
(12)　小腸に関する医療
(13)　肝臓移植に関する医療
(14)　免疫に関する医療
(15)　歯科矯正に関する医療
(16)　薬局
(17)　訪問看護

第2　指定医療機関の指定

(1) 市長は，法第５９条第１項の指定を受けようとする医療機関から指定申請があったときは，必要に応じ，あらかじめ岡山市社会福祉審議会条例（平成１２年岡山市条例第１号）第６条による身体障害者福祉専門分科会（以下「福祉専門分科会」という。）の意見を聴いて指定する。

(2) 市長は，前号の規定により指定医療機関を指定するときは，原則として指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。

(3) 市長は，前２号の規定により指定医療機関を指定したときは，次の事項について告示を行うとともに，「指定書」（様式４－（１））を当該医療機関に交付する。

ア　病院又は診療所

（ア）指定医療機関の名称

（イ）指定医療機関の所在地

（ウ）担当すべき医療の種類

（エ）指定年月日

（オ）主として担当する医師名又は歯科医師名

イ　薬局

（ア）薬局の名称

（イ）薬局の所在地

（ウ）指定年月日

ウ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。以下「訪問看護事業者等」という。）

（ア）訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称

（イ）訪問看護ステーション等の所在地

（ウ）指定年月日

(4) 市長は，第１号の規定により指定申請を却下したときは，その旨を当該医療機関に通知する。

第３　指定の基準

(1) 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成１８年厚生労働省告示第６５号）に基づき，懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。また，病院及び診療所にあっては，原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

(2) 患者や家族の要望に応えて，各種医療及び福祉制度の紹介や説明，カウンセリングを行えるスタッフについて体制の整備が図られていること。また，病院及び診療所にあっては，担当しようとする医療の種類について，自立支援医療を行うために十分な医療スタッフの体制及び医療機器等の設備を有しており，適切な標榜科が示されていること。

(3) その他指定医療機関として必要とされる体制及び設備については，別表第１に

掲げるとおりとする。

(4) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に関する要件については別表第２に掲げるとおりとする。

第４　指定の取消し

(1) 市長は，指定医療機関が次のいずれかに該当したときは，あらかじめ福祉専門分科会の意見を聴いて，指定を取り消すことができる。

ア　法第６８条の規定に該当したとき。

イ　主として担当する医師又は歯科医師に変更があった場合において，変更後の医師又は歯科医師の経歴等が指定基準に合致しないと認められ，かつ他の医師又は歯科医師に変更することが困難なとき。

(2)　市長は，前号の規定により指定を取り消したときは，その旨を告示するとともに，当該医療機関に通知する。

第５　指定医療機関の申請（届出）事項

(1)　指定医療機関は，次のいずれかに該当するときは，その旨を市長に申請（届出）しなければならない。

ア　病院又は診療所の場合

（ア）担当する医療の種類を変更しようとするとき。

（イ）病院又は診療所の名称又は所在地に変更があったとき。

（ウ）開設者の住所，氏名又は所在地に変更があったとき。

（エ）担当する医療の種類に係る標榜科目に変更があったとき。

（オ）主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。

（カ）自立支援医療を行うために必要な設備の概要に変更があったとき。

（キ）病院又は診療所を休止，廃止又は再開したとき。

（ク）医療法（昭和２３年法律第２０５号）第２４条，第２８条又は第２９条に規定する処分を受けたとき。

（ケ）指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては３０日以上の予告期間を設けるものとする。）。

イ　薬局の場合

（ア）薬局の名称又は所在地に変更があったとき。

（イ）開設者の住所、氏名又は名称に変更があったとき。

（ウ）管理薬剤師に変更があったとき。

（エ）調剤のために必要な設備又は施設の概要に変更があったとき。

（オ）薬局を休止，廃止又は再開したとき。

（カ）薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第７２条第４項又は第７５条第１項

に規定する処分を受けたとき。

（キ）指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては３０日以上の予告期間を設けるものとする。）。

ウ　訪問看護ステーション等の場合

（ア）訪問看護ステーション等の名称又は所在地に変更があったとき。

（イ）開設者の住所，氏名又は所在地に変更があったとき。

（ウ）訪問看護ステーション等を休止，廃止又は再開したとき。

（エ）健康保険法第９５条又は介護保険法第７７条第１項に規定する処分を受けたとき。

（オ）指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては３０日以上の予告期間を設けるものとする。）。

(2) 市長は，指定医療機関から前号の申請（届出）があったときは，必要に応じ，あらかじめ福祉専門分科会の意見を聴いて承認する。

(3) 市長は，前号の規定により変更を承認したときは，その旨を告示するとともに，「承認書」（様式４－（４））により当該医療機関に通知する。

(4) 市長は，次の届出があったときは，その旨を告示する。

ア　第１号ア（ア），イ（ア）又はウ（ア）に係る届出

イ　第１号ア（キ），イ（オ）又はウ（ウ）に係る届出

ウ　第１号ア（ケ），イ（キ）又はウ（オ）に係る届出

第６　申請又は届出に必要な書類

(1) 病院又は診療所の場合

ア　指定申請

（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（病院又は診療所）（様式１－（１））

（イ）主として担当する医師又は歯科医師の経歴書（別紙１）

（ウ）育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙２）

（エ）研究内容に関する証明書（別紙３）

（オ）主な論文の写し

（カ）医師免許証の写し

（キ）学会への加入を証明する書類の写し（加入している学会の「認定医」の場合は認定書の写し）

（ク）保険医療機関指定通知書の写し（新規のみ）

（ケ）歯科矯正に関する医療について申請する場合は，歯科矯正（口蓋裂）症例概要書（５症例以上）（別紙４）

（コ）心臓移植に関する医療について申請する場合は，心臓移植術後の抗免疫療

法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙５）又は，心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携医療機関の医師）（別紙６）

（サ）腎臓に関する医療について申請する場合は，人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙７）

（シ）腎移植に関する医療について申請する場合は，腎（死体腎）移植の症例の概要書（３症例以上）（別紙８）

（ス）小腸に関する医療について申請する場合は，中心静脈栄養法の症例に関する証明書（別紙９）

（セ）肝臓移植に関する医療について申請する場合は，肝臓移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙１０）又は，肝移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携医療機関の医師）（別紙１１）

（ソ）その他市長が必要と認めたもの

イ　担当する医療の種類の変更

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（病院又は診療所）（様式１－（１））

ウ　主として担当する医師又は歯科医師の変更

（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（病院又は診療所）（様式２－（１））

（イ）主として担当する医師又は歯科医師の経歴書（別紙１）

（ウ）育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙２）

（エ）研究内容に関する証明書（別紙３）

（オ）主な論文の写し

（カ）医師免許証の写し

（キ）学会への加入を証明する書類の写し（加入している学会の「認定医」の場合は認定書の写し）

（ク）保険医療機関指定通知書の写し（新規のみ）

（（ケ）歯科矯正に関する医療について申請する場合は，歯科矯正（口蓋裂）症例概要書（５症例以上）（別紙４）

（コ）心臓移植に関する医療について申請する場合は，心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙５）又は，心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携医療機関の医師）（別紙６）

（サ）腎臓に関する医療について申請する場合は，人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙７）

（シ）腎移植に関する医療について申請する場合は，腎（死体腎）移植の症例の概要書（３症例以上）（別紙８）

（ス）小腸に関する医療について申請する場合は，中心静脈栄養法の症例に関する証明書（別紙９）

（セ）肝臓移植に関する医療について申請する場合は，肝臓移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙１０）又は，肝移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携医療機関の医師）（別紙１１）

（ソ）その他市長が必要と認めたもの

エ　医療機関の名称及び所在地等の変更又は開設者の住所・名称及び氏名の変更

（ア）障害者自立支援法第５９条第１項に規定する医療機関の名称等変更届（病院又は診療所）（様式２－（１））

（イ）育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙２）

オ　育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要の変更

（ア）障害者自立支援法第５９条第１項に規定する医療機関の名称等変更届（病院又は診療所）（様式２－（１））

（イ）育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙２）

カ　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第２４条，第２８条又は第２９条の規定による処分を受けたとき

当該処分に関する通知書の写し

キ　辞退

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）辞退届書（病院又は診療所）（様式８－（１））

ク　休止・廃止・再開

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止・廃止・再開届書（病院又は診療所）（様式９－（１））

(2)　薬局の場合

ア　指定申請

（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（様式１－（２））

（イ）管理薬剤師経歴書（別紙１２）

（ウ）薬剤師免許証の写し

（エ）調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙１３）

（オ）薬局の平面図

（カ）岡山県薬剤師会の推薦書

（キ）薬局開設許可証の写し

（ク）保険薬局指定通知書の写し

イ　薬局名称及び所在地等の変更，又は開設者の住所・名称及び氏名の変更

（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届（薬局）（様式２－（２））
（イ）調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙１３）
（ウ）薬局開設許可証の写し
（エ）薬局の平面図
ウ　管理薬剤師の変更
（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（薬局）（様式２－（２））
（イ）管理薬剤師経歴書（別紙１２）
（ウ）薬剤師免許証の写し
エ　調剤のために必要な設備及び施設の概要の変更
（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（薬局）（様式２－（２））
（イ）調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙１３）
オ　薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第７２条第４項又は第７５条第１項の規定による処分を受けたとき
当該処分に関する通知書の写し
カ　辞退
指定自立支援医療機関辞退届書（薬局）（様式８－（２））
キ　休止・廃止・再開
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止・廃止・再開届書（薬局）（様式９－（２））
(3)　訪問看護事業者等の場合
ア　指定申請
（ア）指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式１－（３））
（イ）訪問看護ステーション等において訪問看護を行う職員の定数（別紙１４）
（ウ）看護師免許証等の写し
イ　訪問看護ステーション等の名称及び所在地等又は開設者の住所・名称及び氏名の変更
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（指定訪問看護事業者等）（様式２－（３））
ウ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第９５条又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７７条第１項に規定する処分を受けたとき
当該処分に関する通知書の写し
エ　辞退
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）辞退届書（指定訪問看護事業者

等）（様式８－（３））

オ　休止・廃止・再開

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止・廃止・再開届書（指定訪問看護事業者等）（様式９－（３））

第７　申請等の窓口

各申請又は届出の窓口は，岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害者更生相談所において担当する。

第８　自己点検の実施

⑴市長は，全ての指定自立支援医療機関に対し，３年ごとに自己点検表（様式１０－（１））（様式１０－（２））（様式１０－（３））を送付するものとする。

⑵指定自立支援医療機関は当該自己点検表に基づき自己点検を実施し，自己点検表を市に提出するものとする。

⑶市長は，提出された自己点検表の内容を確認し、必要に応じて、実地指導を行うものとする。また、新規・更新医療機関については，市長は指定時に自己点検表を送付し書面による指導を行うものとする。

附　則

この要領は，平成２３年４月１日から施行する。

この要領は，平成２５年４月１日から施行する。

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

この要領は，平成３０年１０月１日から施行する。

この要領は，令和２年４月１日から施行する。

この要領は，令和３年４月１日から施行する。

別表第１（設備及び体制に関する基準）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">担当しようとする医療の種類</th><th colspan="2">設　備　及　び　体　制</th></tr>
<tr><th>共　　通</th><th>特に必要とされるもの</th></tr>
<tr><td rowspan="13">病院又は診療所</td><td>眼科に関する医療</td><td rowspan="13">１　自立支援医療を行うため担当しようとする医療の種類について，診断及び治療を行うにあたり，十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有していること。
２　適切な標榜科が示されていること。
３　各種医療・福祉制度の紹介や説明，カウンセリングの実施が行えるスタッフの体制が整備されていること。</td><td></td></tr>
<tr><td>耳鼻咽喉科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>口腔に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>整形外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>形成外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>中枢神経に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>脳神経外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>心臓脈管外科に関する医療</td><td>心臓血管連続撮影装置及び心臓カテーテル室を有していること。</td></tr>
<tr><td>心臓移植に関する医療</td><td>移植関係学会合同委員会において，心臓移植実施機関として選定された施設であること。
なお，心臓移植術後の免疫療法を担当する医療機関にあっては，心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</td></tr>
<tr><td>腎臓に関する医療</td><td>血液浄化装置（機器）及び専用のスペースを有していること。</td></tr>
<tr><td>腎移植に関する医療</td><td>腎移植に必要な関連機器及び血液浄化装置（機器）を備えていること。</td></tr>
<tr><td>小腸に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>肝臓移植に関する医療</td><td>移植関係学会合同委員会において，肝臓移植実施機関として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成２０年厚生労働省告示第６３号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。
なお，肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては，肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</td></tr>
</table>

	免疫に関する医療		各診療科医師の連携により，総合的なＨＩＶ感染に関する診療の実施ができる設備及び体制であること。
	歯科矯正に関する医療		頭部Ｘ線規格写真撮影装置等を有していること。
薬　　局			複数の医療機関からの処方箋を受け付けている保険薬局であること。十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。通路，待合室など，身体障害者に配慮した設備構造が確保されていること。なお，新規開局する保険薬局にあっては，当該薬局における管理薬剤師が過去他の指定自立支援医療機関において，管理薬剤師としての経験を有している実績があること。
訪問看護事業者等			原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており，適切な訪問看護等が行える事業所で，そのために必要な職員を配置していること。

別表第２（主として担当する医師又は歯科医師の要件）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">担当しようとする医療の種類</td><td colspan="2">自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の要件</td></tr>
<tr><td>共　　通</td><td>特に必要とされるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="15">主として担当する医師又は歯科医師</td><td>眼科に関する医療</td><td rowspan="15">１　当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。
２　それぞれの医療の種類の専門科目につき，適切な医療機関（※）における研究，診療従事年数が医籍又は歯科医籍登録後，通算して５年以上であること。

※適切な医療機関
１　大学専門教室（大学院を含む。）
２　医師法第１６条の２第１項の規定に基づく臨床研修指定病院
３　関係学会の規約，規則等に基づく教育病院，教育関連病院等</td><td></td></tr>
<tr><td>耳鼻咽喉科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>口腔に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>整形外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>形成外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>中枢神経に関する医療</td><td>これまでの研究・診療経験と育成医療又は更生医療で対象としている医療内容とに関連性が認められること。</td></tr>
<tr><td>脳神経外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>心臓脈管外科に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>心臓移植に関する医療</td><td>心臓移植関連学会協議会，施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。なお，心臓移植術後の抗免疫療法については，心臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。</td></tr>
<tr><td>腎臓に関する医療</td><td>血液浄化療法に関する臨床実績が１年以上であること。</td></tr>
<tr><td>腎移植に関する医療</td><td>腎移植に関する臨床実績が３例以上あること。</td></tr>
<tr><td>小腸に関する医療</td><td>中心静脈栄養療法について２０例以上，経腸栄養療法について１０例以上の臨床経験を有していること。</td></tr>
<tr><td>肝臓移植に関する医療</td><td>生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が３例以上あること。
なお，肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を担当する医師については，肝臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。</td></tr>
<tr><td>免疫に関する医療</td><td></td></tr>
<tr><td>歯科矯正に関する医療</td><td>１　これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ，かつ，５症例以上の</td></tr>
</table>

			経験を有していること。 ２　関係学会（日本矯正歯科学会及び日本口蓋裂学会）に加入していること。